

# 津久見市小規模事業者等物価高騰等対策 環境整備支援事業補助金

物価高騰等の影響で経営が厳しい中、事業を継続していくために、省エネ対策や効率化、収益力の回復・維持、原材料費・光熱費等上昇分を吸収するための販路確保等を目的とした店舗等改修、備品購入、商品開発などの環境整備を行った事業者を支援します！

## 支給額

1事業者につき 補助対象経費の5分の4  
【上限】20万円 ※1,000円未満の端数は切り捨て

## 支給要件

省エネ対策・効率化・収益増にかかる以下の経費

- ・店舗等改修経費（自動ドア設置・リニューアルなど）
- ・備品購入費（省エネ対策のための備品・設備投資など）
- ・広報宣伝費（販売促進・販路開拓のためのポスター作成など）
- ・新商品開発経費（専門家コンサル料・デザイン作成など）
- ・自己啓発費（事業に関する特殊な資格取得費など）
- ・その他（キャッシュレス決済、IT導入、システム経費など）

## 環境整備対策

## 支給対象

※消耗品は対象外です！

下記の①～⑤のすべてに該当する方が支給対象となります。

①従業員の数が20名以下（商業またはサービス業の場合は5名以下）の小規模事業者 ※パート従業員を除く

②令和8年4月1日現在、津久見市内にて事業を行っている事業者

③今後も事業を継続する意志があること

④市税等を滞納していないこと

⑤暴力団員でないこと。暴力団や暴力団員と密接な関係を持たないこと

※申請方法については裏面をご覧ください。

# 申請～補助金支給までの流れ

## I・申請

- ①交付申請書兼同意書
- ②同意書（賃貸物件を改修する場合のみ）
- ③開業届又は直近の決算書
- ④対象経費の見積書の写し
- ⑤店舗等の現況が確認できる写真（店舗改修のみ）
- ⑥事業計画書 ※津久見商工会議所の相談支援を受けてください

## II・交付決定通知

※津久見市から申請者に通知します。

## III・事業実施

※交付決定前に事業実施を行わないでください。

## IV・実績報告

- ①実績報告書
- ②請求書及び領収書の写し（内訳等が確認できるもの）
- ③実施状況が確認できる写真（改修の場合は改修後の状況がわかるもの）

## V・確定通知

※津久見市から申請者に通知します。

## VI・請求書提出

※請求を受理した日から30日以内に振込予定です。

※令和8年4月以降で、既に事業実施をしている場合は「I・申請時」に「IV・実績報告」を提出してください。

※補助金の申請は、1事業者につき1回限りです。

※様式については、津久見市ホームページ上および

津久見市役所（2階）商工観光・定住推進課内に準備しています。

申請期限

令和9年1月29日（金）

実績報告提出期限

令和9年2月26日（金）

提出先・お問い合わせ先

〒879-2435

津久見市宮本町20番15号

津久見市 商工観光・定住推進課

TEL：0972-82-9542

FAX：0972-82-9520

頑張るで  
津久見